ロシアの京都議定書批准の閣議決定について

(首相府インターネットサイトによる閣議結果の公表より)

発表: 2004年9月30日

仮訳:

(前略)

9月30日(木曜日)に行われた会議にて、<u>政府は「国連気候変動枠組条約京都議定書批准に関する連邦法案」を全体として承認した。この連邦法案は国家院に提出される。(ロシアは1997年に京都議定書に署名した。)政府決定にしたがって、省庁は三ヶ月間で京都議定書から発生する義務と権利の実施に関する包括的行動計画に関する提案を用意する。関連の提案をフリステンコ産業エネルギー大臣が行った。とりわけ、同大臣は「京都議定書の科学的根拠に関する議論は、科学が存在する限りにおいて続けられ得る。」と指摘した。大臣によれば、同大臣は、政治的要因においても経済的要因においても京都議定書の批准に懐疑的である。しかし、フリステンコ大臣は、「事実上、京都議定書は国際市場に新たなセクターを形成するものであり、そしてこの市場は興味深く将来性がある。」と述べた。</u>

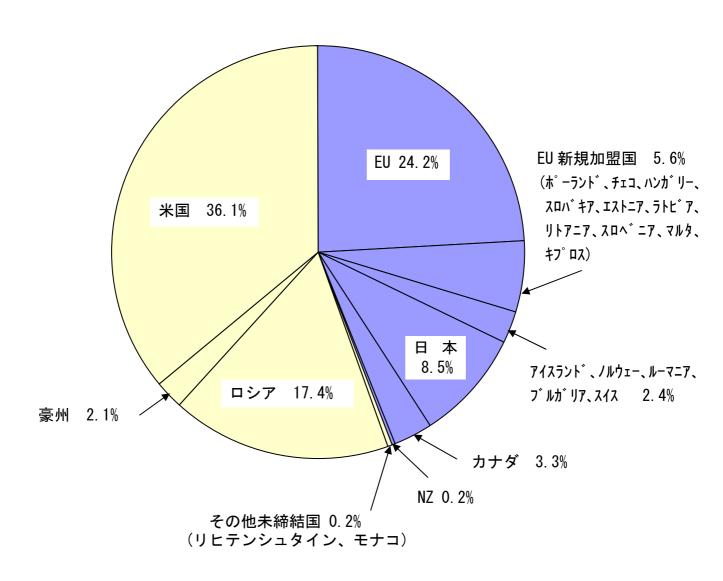
オランダ出張中のフラトコフ首相は、ハーグにおける記者会見において、ロシアによる京都議定書の合目的性の議論は、国家院で引き続き行われ得ると述べた。同首相によれば、「京都議定書問題に関する議論はオープンなものである。おそらく国家院では難しい議論が待ち受けている。」と述べた。

京都議定書の発効要件

以下の両方の条件を満たした後、90日後に発効。

- ①55ヶ国以上の国が締結
- ②締結した附属書 I 国の合計の二酸化炭素の1990年の排出量が、全附属書 I 国の合計の排出量の55%以上
- ※2004年9月23日現在で、124ヶ国と欧州共同体が京都議定書を締結済み。 また、締結した先進国の排出量の合計は約44.2%。
 - ②の要件を満たすためにはさらに約10.8%の先進国の締結が必要。

1990年の附属書 I 国の二酸化炭素排出割合



(出典:国連気候変動枠組条約事務局が集計・公表しているデータを基に、環境省地球環境局が作成)